

# 土木工事設計変更ガイドライン

令和2年10月改正

日光市

## 土木工事設計変更ガイドラインの編集にあたって

公共土木工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。

発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

日光市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第19条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続き、設計図書の変更等について定めているが、「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続きの認識不足」などの理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もある。

本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、設計変更を適切に行うため受注者・発注者双方にとっての共通の手引書として整理したものである。

## 目 次

1	設計変更の基本	
(1)	設計変更の基本的な考え方	P. 1
(2)	発注者の留意事項	P. 1
(3)	受注者の留意事項	P. 1
(4)	設計変更の対象事項	P. 1
(5)	設計図書の確認と手続き	P. 4
2	設計図書の照査	P. 5
3	設計変更の対象となるケース	
(1)	図面と仕様書等が一致しない場合の手続き	P. 7
(2)	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	P. 8
(3)	設計図書の表示が明確でない場合の手続き	P. 9
(4)	設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き	P. 10
(5)	予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き	P. 11
(6)	発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更	P. 12
(7)	受注者の責めによらない事由による工事の一時中止	P. 13
(8)	受注者からの請求による工期の延長	P. 18
4	設計変更の対象とならないケース	P. 19
5	条件明示について	P. 21
6	指定・任意の使い分け	P. 23
7	設計変更事例集	
(1)	設計変更となった事例	P. 26
(2)	設計変更とならなかった事例	P. 82

## 1 設計変更の基本

### (1) 設計変更の基本的な考え方

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、真にやむを得ない事情によって設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、工期や請負代金に変更が生じた場合は、契約変更を行う。

### (2) 発注者の留意事項

- 発注者は、工事の管理（品質管理、工程管理）に必要な関係機関との協議について、主体的に調整を図り、受注者と施工条件等の確認を行う。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば、占用物件の移転等の遅延等に備え、あらかじめ施工条件等を明示して設計図書の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、設計変更に係る受注者からの協議事項等について、迅速な回答に努めることが重要であり、必要に応じて設計図書の変更を行う。

### (3) 受注者の留意事項

- 受注者は、現場施工前及び施工途中に設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、現場施工前に協議のうえ設計図書を確認しておくことが必要である。
- 受注者は、工事着手後、工事を進めるうえで設計図書と現場等に差異が生じた場合は、迅速に発注者と協議することが必要である。
- 受注者は、設計変更について発注者と協議し（設計変更内容を書面で確認）、速やかに施工計画書等を適切に見直し、発注者の確認をうけてから設計変更の工事に着手する。
- 受注者は、工事中における設計変更を発注者との「協議」を省略して進めてはならない。

- (4) 設計変更の対象事項 契約書において、条件変更に伴う設計変更の対象事項は契約書第19条（条件変更等）に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は契約書第20条（設計図書の変更）に、受注者の責によらない事由による工事の一時中止については契約書第21条（工事の中止）に、また、受注者からの請求による工期延長については契約書第 **2223** 条（受注者の請求による工期の延長）に規定している。

このことから、主な設計変更の対象となる事項等は次表のとおりである。

設計変更の対象となる事項

設計変更の対象事項	契約書	具体例
(1) 図面と仕様書等が一致しない	第19条第1項第一号	P. 7
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある	第19条第1項第二号	P. 8
(3) 設計図書の表示が明確でない	第19条第1項第三号	P. 9
(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	第19条第1項第四号	P. 10
(5) 予期することのできない特別な状態が生じた (設計図書で明示されていない施工条件について)	第19条第1項第五号	P. 11
(6) 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更	第20条	P. 12
(7) 受注者の責めによらない事由による工事の一時中止	第21条	P. 13
(8) 受注者からの請求による工期の延長	第23条	P. 18

設計変更の対象とならない事項

対象事項	解説
(1) 発注者と協議を行わず受注者が独自の判断で施工した	P. 19～P. 20
(2) 協議の回答前に施工した	
(3) 承諾で施工した	
(4) 契約書、共通仕様書の所定の手続きを経ていない	
(5) 書面によらない事項（口頭のみ）の指示・協議	

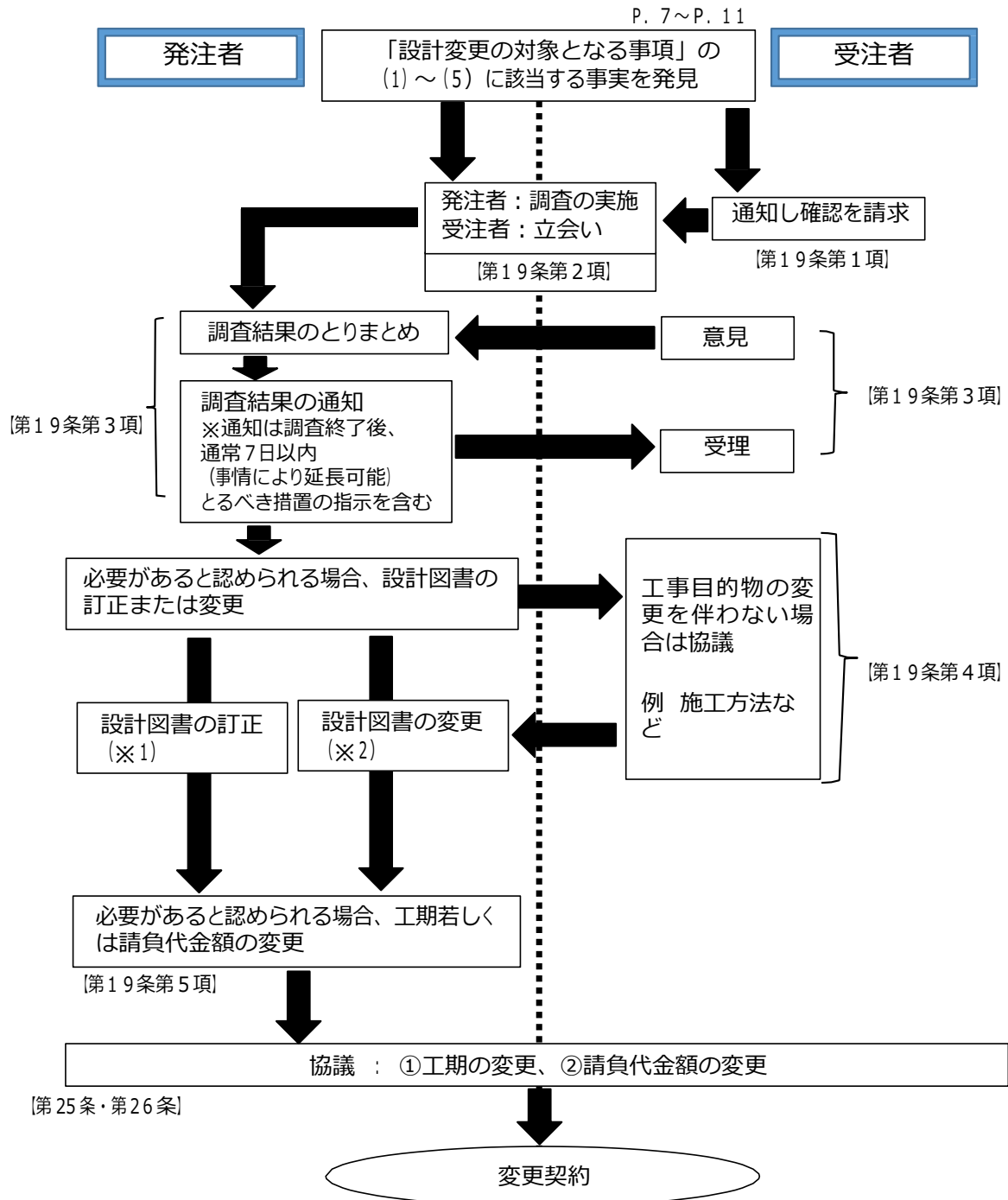
◆出来形数量と設計変更

構造物の延長や数量は、設計図書の照査または丁張り確認などの現場立会を基に、施工前に協議を行い明らかにされているべきもので、その結果必要と認められるものは設計変更の対象として、受発注者が変更数量等を認知した上で施工するものである。

なお、「受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない」（共通仕様書第 3 編 1 - 1 - 7（数量の算出））が、出来形測量は施工管理の一環として行われるもので、その結果により設計変更を行うことは本末転倒ともいえる。

(5) 設計図書の確認と手続き (契約書第 19 条関係)

受注者は、工事の施工に当たり、契約書第 19 条第 1 項各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、発注者にその確認を請求する。



(※ 1) : 契約約款第 19 条第 1 項第一号から第三号に該当する場合  
 (※ 2) : 契約約款第 19 条第 1 項第四号、五号に該当する場合

## 2 設計図書の照査

### (1) 設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、設計図書に問題点が無いか確認することである。

具体的には、土木工事共通仕様書（1-1-1-3「設計図書の照査等」）に規定されているとおり、受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第一号から第五号に該当する設計図書の問題点が無いか確認することである。

### (2) 照査の結果により問題が見つかった場合 受注者は、当初設計に対して契約書第19条第1項に該当する事実が発見された場合、監

督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

### (3) 設計図書の照査の範囲をこえるもの 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想

定される。設計図書の照査によって下記に示すような計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計

算、追加調査等が生じた場合は、発注者の費用負担で行うものとなることから、設計変更の対象となる。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しをともなう横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更に「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算および図面作成。



- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断図面が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「3-2-6-15路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ」「3-2-6-17オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。

### 3 設計変更の対象となるケース

#### (1) 図面と仕様書等が一致しない場合の手続き

(契約書第 19 条第 1 項第一号)

○受注者は、図面と仕様書等が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求する。

- (例)
- ・図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
  - ・平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

(受注者)

契約書第 19 条 (条件変更等) 第 1 項第一号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

契約書第 19 条 (条件変更等) 第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更 (当初積算の考え方に基づく条件明示) を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第 25 条、第 26 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第 19 条第 1 項第二号)

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者は、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

○発注者は、「条件明示について」(平成 14 年 3 月 28 日付け国官技第 369 号)の通達に基づいて、設計図書の中で条件明示を適切に明記する。

(例)

- ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。

(受注者)

契約書第 19 条 (条件変更等) 第 1 項第二号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

契約書第 19 条 (条件変更等) 第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更 (当初積算の考え方に基づく条件明示) を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第 25 条、第 26 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第 19 条第 1 項第三号)

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。

この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

(例)

- ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確。
- ・水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない。

(受注者)

契約書第 19 条 (条件変更等) 第 1 項第三号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

契約書第 19 条 (条件変更等) 第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更 (当初積算の考え方に基づく条件明示) を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第 25 条、第 26 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(4) 設計図書に示された（自然的又は人為的な）施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約書第19条第1項第四号）

○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、工事に関する法令等が挙げられる。

（例）

- ・設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
- ・設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。
- ・設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数等が規制図と一致しない。
- ・前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない。

（受注者）

契約書第19条（条件変更等）第1項第四号に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件が一致しないことを直ちに監督員に通知



（発注者）

契約書第19条（条件変更等）第2項に基づく調査の結果、その事実が確認された場合は契約書第19条（条件変更等）第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第25条、第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き

(契約書第 19 条第 1 項第五号)

- 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 設計図書に施工条件として明示されていないが、工事实施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求する。

(例)

- ・ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。
- ・ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等。

(受注者)

契約書第 19 条 (条件変更等) 第 1 項第五号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

契約書第 19 条 (条件変更等) 第 2 項に基づく調査の結果、調査の結果、その事実が確認された場合は契約書第 19 条 (条件変更等) 第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第 25 条、第 26 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(6) 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更

(契約書第20条)

- 発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

(例)

- ・ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合。
- ・ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合。
- ・ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合。
- ・ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等。

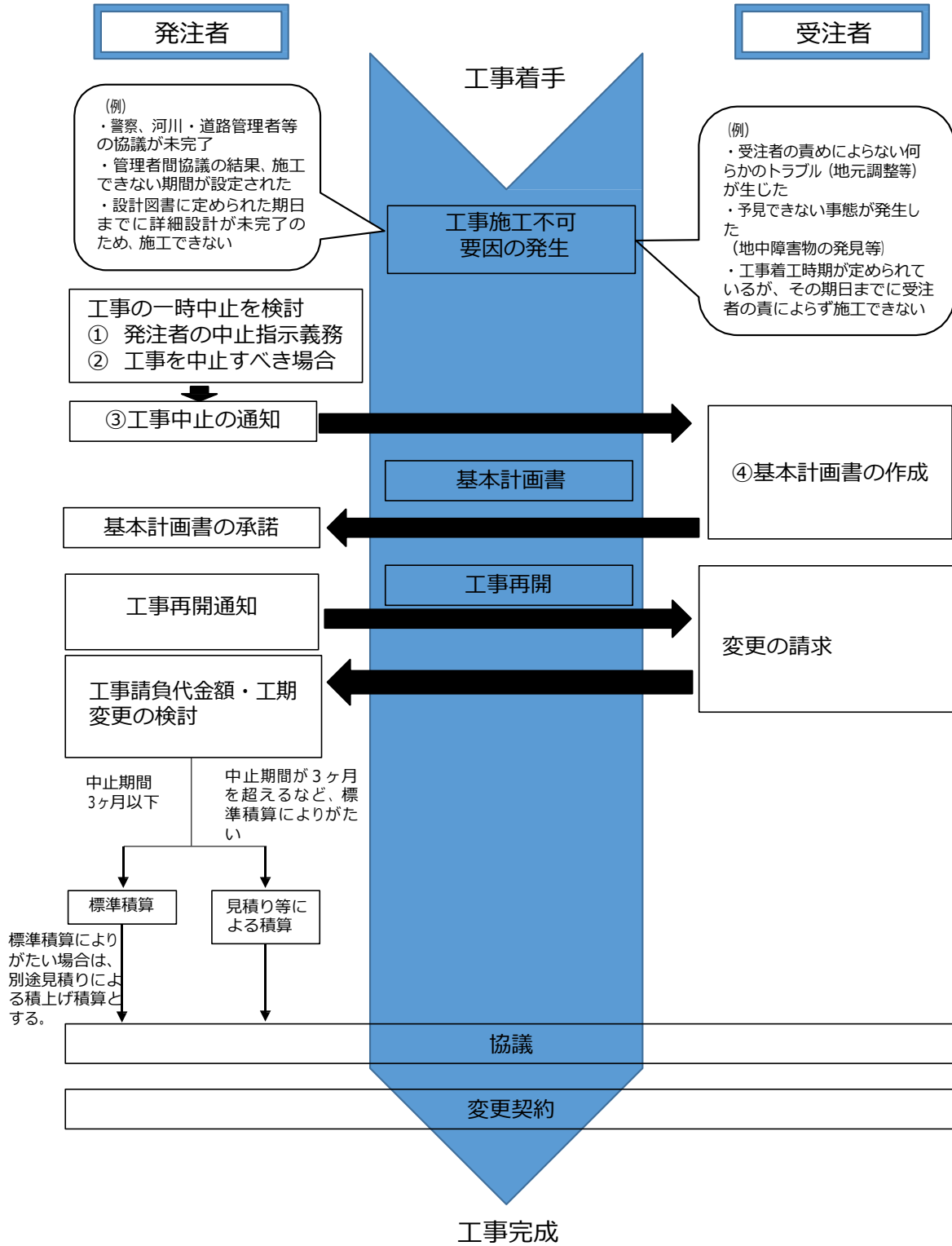
(発注者)

契約書第20条(設計図書の変更)に基づき、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる。



受注者及び発注者は、契約書第25条、第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(7) 受注者の責めによらない事由による工事の一時中止フロー

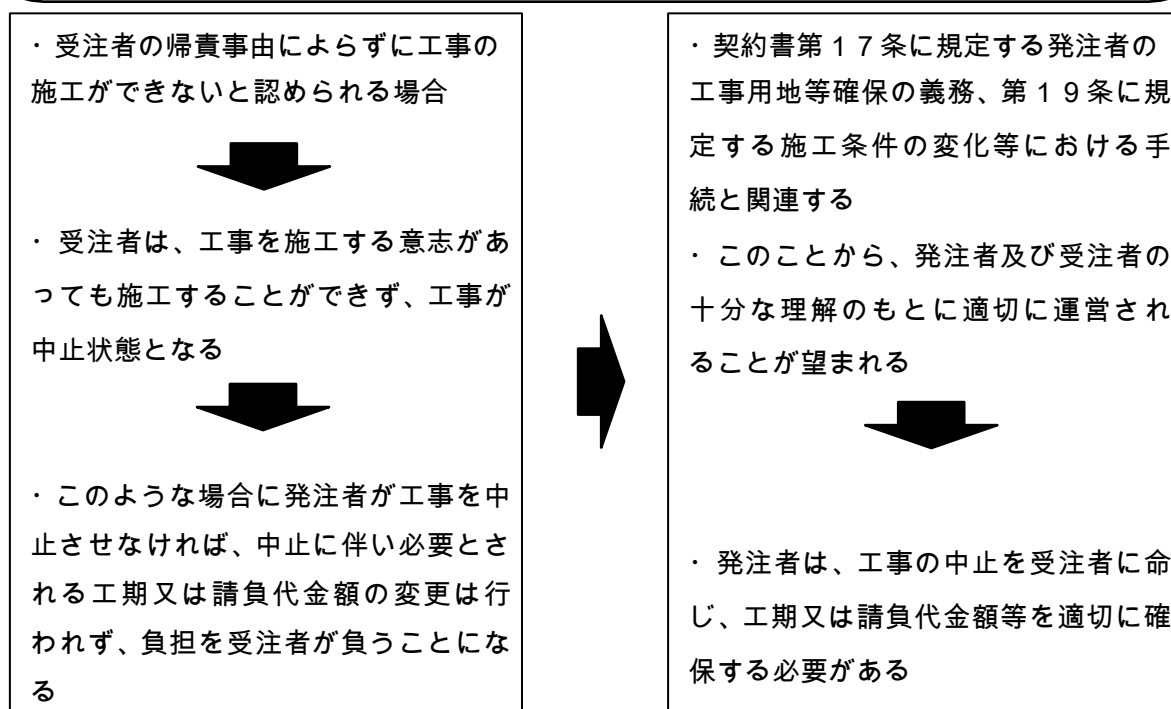




① 発注者の中止指示義務

- ◆ 受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者は工事の全部又は一部の施工の一時中止をさせなければならない。【契約書第21条第1項】
- ◆ 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。【契約書第21条第3項】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

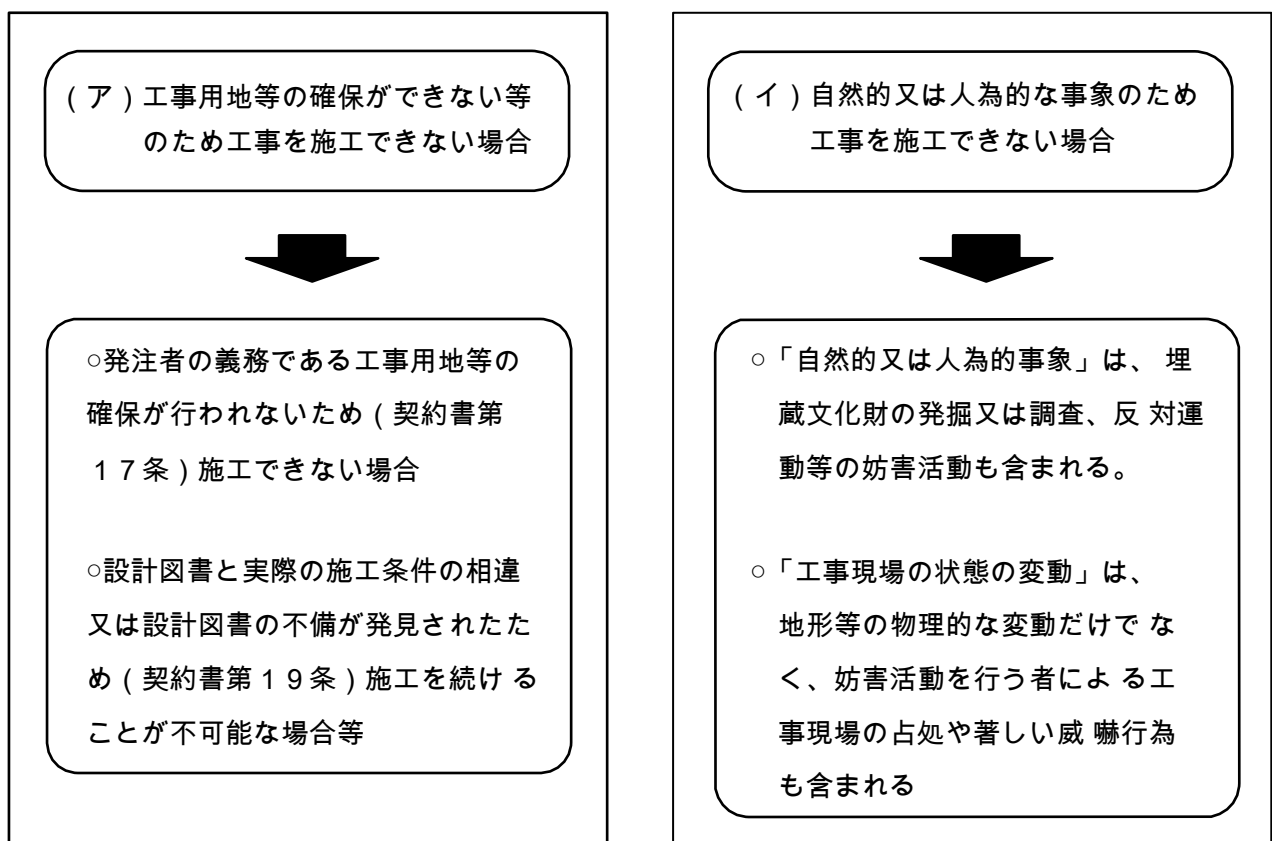
- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・ 受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、契約書第54条第1項第2号（受注者の解除権）第1項第二号を準拠して、「延滞期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

② 工事を中止すべき場合

- ◆ 受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「(ア) 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「(イ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【契約書第 21 条第 1 項】
  - ◆ 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【契約書第 21 条第 2 項】
- ※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。



③ 工事中止の指示・通知

- ◆ 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約書第21条第1項】  
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

工事中止期間

- ◇発注者は、中止期間が満了したときは工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

#### ④ 基本計画書の作成

- ◆ 工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。【土木工事共通仕様書 1-1-1-13】
- ※ 実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

#### 記載内容

- ◇ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- ◇ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。

#### 管理責任

- ◇ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

(8) 受注者からの請求による工期の延長

(契約書第 23 条)

- 受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

(例)

- ・天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。
- ・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。
- ・その他受注者の責に帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合。

( 受注者 )

契約書第 23 条 ( 受注者の請求による工期の延長 ) 第 1 項に基づき、その理由を明示した書面により監督職員に請求



( 発注者 )

契約書第 23 条第 2 項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



受注者及び発注者は、契約書第 25 条、第 26 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

#### 4 設計変更の対象とならないケース

##### 【基本事項】

◆下記の場合においては、原則として設計変更できない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答前に施工を実施した場合
3. 「承諾」で施工した場合
4. 請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第19条～26条、共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15）
5. 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

（ただし契約書第27条（臨機の措置）での対応の場合は除く）

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

受注者は契約書第19条第1項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面（工事記録等）により監督員に提出し確認を求める。

- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答前に施工を実施した場合

協議の回答は、発注者が契約書第19条第3項により調査の終了後7日以内にするこ  
ととなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっ  
ては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聞いたうえで回答ま  
での期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早  
い段階で協議を行うことが重要である。

- ③ 「承諾」で施工した場合

ここでの承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得  
るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は契約書第  
19条による確認をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきであ  
る。

- ④ 日光市建設工事請負契約書・栃木県土木工事共通仕様書に定められている所定の手続き  
を経ていない場合（契約書第19条～26条、共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15）

発注者及び受注者は協議・指示・一時中止・工期変更・請負代金額の変更などの所定の手続きを行う。

⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得て施工する。

## 5 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> <li>7 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> <li>3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li> <li>4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> </ol>



	5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<p>1 一般道路を搬入路として使用する場合  (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等  (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2 仮道路を設置する場合  (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間  (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）  (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>
仮設備関係	<p>1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p> <p>3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建設副産物関係	<p>1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障物件等	<p>1 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時間、工事方法、防護等</p> <p>2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</p>
薬液注入関係	<p>1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p>
その他	<p>1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</p> <p>3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</p> <p>5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>6 工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</p>

## 6 指定・任意の使い分け

### 【基本事項】

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

①任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。

②任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。

③ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

④指定については、設計図書に条件明示され、具体的には「構造、規格、寸法、工法等を指定する方法」として以下のような場合がある。

ア 河川堤防と同等の機能を有する仮締切

イ 一般交通に供する仮設構造物

ウ 特許工法、特殊工法を指定する場合

エ 関係機関との協議により必要となった場合

オ 第三者に特に配慮を必要とする場合

### 【留意事項】

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、受注者が自らの責任で行うもので仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。変更の対象としない。



発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

（任意における不適切な対応例）

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛りでは、バックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用については、受注者から申し出があった場合、「積算上の工法で施工」するよう対応。

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

自主施工の原則 契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約書第1条第3項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

指定と任意の考え方

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

具体的な構造等を明示しない「指定」の方法としては、必要な設計上の条件のみを明示する方法がある。仮橋の桁下高、仮締切りの設計水位、仮排水路の断面と勾配、工事用道路の設置位置と幅員、濁水処理施設の管理基準値、足場の工事後の存置などを「指定」する方法である。この場合発注者は、工事の設計（積算）上は、当該条件に基づき発注者の判断による仮設工等を適切に計上するが、示された条件を遵守した上で、具体的な仮設の構造等を決定するのは受注者側である。

「指定仮設」は仮設の図面が変更になれば設計変更の対象となる。一方、具体的には構造等を明示せず、条件のみが明示される場合は、条件が変更になった場合にのみ設計変更の対象になる。

なお、目的物の変更に伴い仮設も変更になる場合は、「任意仮設」も含めて設計変更の対象にしなければならない。また、「任意仮設」で条件に変更がない場合は、設計変更の対象にな

らないが、受注者による施工計画書等の修正は必要である。

現場の施工条件が変わった場合は、「指定」を「任意」に、また、その逆の変更もできる。例えば、発注後の地元協議等でアクセス道路や作業時間に制約がついた場合などは、「任意」から「指定」への変更に該当する。この場合は、新たな条件を「指示」し、設計変更をする必要がある。

一般に、「任意仮設」は設計変更の対象ではない。ただし、不確定要素が多い土木工事ではすべての事柄を条件明示できる訳ではない。このため、「任意仮設」といっても条件変更があれば設計変更になる。すなわち、当初の施工条件明示がなく不明確であったとしても、諸状況から前提条件として認識されていたであろう状況とはまったく異なる状況になった場合はそれに応じた設計変更がされる。この場合は、当初に設定されていたであろう施工条件を「客観的、常識的範囲の施工条件である」との明示があったものとして扱い、新たな条件に従って「指示」し、設計変更を進めていくことも必要である。